防衛省訓令第１０号

日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令を次のように定める。

令和元年６月２５日

防衛大臣　岩屋　毅

# 日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令

改正　令和4年　3月15日省訓第10号

目次


第１章　総則（第１条－第５条）

第２章　物品の相互提供

第１節　要請（第６条－第１４条）

第２節　受諾（第１５条－第２２条）

第３章　役務の相互提供

第１節　要請（第２３条－第３１条）

第２節　受諾（第３２条－第３９条）

第４章　物品又は役務の価格（第４０条－第４４条）

第５章　輸出入の手続等（第４５条－第４７条）

第６章　雑則（第４８条－第５４条）

附則

## 第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、協定に基づく自衛隊とフランス共和国の軍隊（以下「仏軍」という。）との間における物品又は役務の相互の提供（以下「日仏物品役務相互提供」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

２　日仏物品役務相互提供の実施は、協定、法令又はこれらに基づく特別の定めによるほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第２条　この訓令（第７号に掲げる用語にあっては、第１０号を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　協定　日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定をいう。

⑵　物品　物品管理法（昭和３１年法律第１１３号）第２条第１項に規定する物品のうち、協定付表に掲げるものをいう。

⑶　役務　協定付表に掲げるもののうち、物品に該当しないものをいう。

⑷　手続取決め　協定第５条１に規定する手続取決めをいう。

⑸　幕僚長　統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。

⑹　部隊等　統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊（自衛隊情報保全隊及び自衛隊サイバー防衛隊を含む。）若しくは機関（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）をいう。

⑺　実施権者　日仏物品役務相互提供を適正に実施する責務を有する者であって、防衛大臣及び別表第１に掲げるものをいう。

⑻　物品管理官　物品管理法第８条第３項に規定する物品管理官又は同条第６項に規定する分任物品管理官をいう。

⑼　発注証　手続取決め第１条６に規定する発注証をいう。

⑽　仏軍実施権者　手続取決め第１条１に規定する実施権者であって、仏軍の職員をいう。

⑾　送り状　手続取決め第１条５に規定する送り状をいう。

⑿　消耗品　物品のうち防衛省所管物品管理取扱規則（平成１８年防衛庁訓令第１１５号。以下「物管訓令」という。）第３条第２項第１号に規定する消耗品に該当するものをいう。

⒀　償還　通貨による償還をいう。

⒁　支出負担行為担当官　会計法（昭和２２年法律第３５号）第１３条第３項に規定する支出負担行為担当官又は同条第５項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。

⒂　現金払い　資金前渡官吏が指定された通貨により仏軍に支払いを行うことをいう。

⒃　契約担当官　会計法第２９条の２第３項に規定する契約担当官又は同条第５項に規定する分任契約担当官をいう。

⒄　検査調書　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１０１条の９第１項に規定する検査調書をいう。

⒅　官署支出官　予算決算及び会計令第１条第２号に規定する官署支出官をいう。

⒆　資金前渡官吏　出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第１条第４項に規定する資金前渡官吏又はその事務の一部を分掌する分任資金前渡官吏をいう。

⒇　債権発生通知書　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第１１条第１項に規定する書面をいう。

(21)　歳入徴収官　会計法第４条の２第３項に規定する

歳入徴収官をいう。

(22) 納入告知書　国の債権の管理等に関する法律施行令第１３条第３項において準用する予算決算及び会計令第２９条に規定する書面をいう。

(23) 役務要請部隊等の長　仏軍による役務の提供の要請を求めた部隊等の長をいう。

(24) 役務決済　同種であり、かつ、同等の価値を有する役務の提供による決済をいう。

(25) 役務決済部隊等の長　仏軍に対し役務決済のための役務の提供を行う部隊等の長をいう。

(26) 役務提供部隊等の長　仏軍からの要請を受けて役務を仏軍に提供する部隊等の長をいう。

(27) 役務受領部隊等の長　仏軍から役務決済のための役務を受領する部隊等の長をいう。

(28) 物品管理簿　物品管理法施行令（昭和３１年政令第３３９号）第４２条に規定する物品管理簿をいう。

（防衛大臣の委任を受けた者等）

第３条　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第７７

条の３第１項、第８４条の５第１項及び第１００条の１２第１項の規定により防衛大臣の委任を受け仏軍に対する物品の提供を実施することができる者、同法第７６条第１項の規定により出動を命ぜられた自衛隊による行動関連措置（武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成１６年法律第１１３号。以下「米軍等行動関連措置法」という。）第２条第８号に規定する行動関連措置をいう。）としての仏軍に対する物品の提供を実施することができる者並びに自衛隊法第８４条の５第２項第４号に定める国際平和協力業務としての仏軍に対する物品の提供を実施することができる者は、日仏物品役務相互提供を適正に実施する責務を有する者であって、別表第１に掲げるものとする。

（通貨の指定）

第４条　協定第４条１ａⅲ及び同条１ｂの規定に基づき日本国政府が指定する通貨は、本邦通貨（円）とする。

（幕僚長の相互協力）

第５条　幕僚長は、日仏物品役務相互提供の実施に関し相互に協力するものとする。

第２章　物品の相互提供

第１節　要請

（物品の提供の要請）

第６条　実施権者は、物品管理官から協定第２条１の規定による物品の提供を要請するよう求められた場合において、必要があると認めるときは、発注証を３通作成し、このうち２通を仏軍実施権者に送付するものとする。

２　実施権者は、前項の場合において、仏軍実施権者から受諾の署名のある発注証（以下「仏軍受諾証」という。）の写しの送付を受けたときは、その内容が同項の規定に基づき作成した発注証の内容と一致することを確認した上で、その謄本を作成し、同項の物品管理官に送付するものとする。

３　物管訓令第２２条に規定する防衛大臣が指定する者

として、第１項の要請を行う実施権者を指定する。

（物品の受入れ等）

第７条　物品管理官は、前条第２項の規定により仏軍受諾証の写しの謄本の送付を受けた場合には、物管訓令の規定に基づき物品を受け入れるものとする。

２　物品管理官は、前項の受入れを完了したときは、仏軍実施権者から送付を受けた仏軍受諾証２通の内容が実施権者から送付を受けた仏軍受諾証の写しの謄本の内容と一致することを確認した上で、仏軍受諾証２通に受領証明の署名を行い、仏軍実施権者及び実施権者に１通ずつ送付するものとする。この場合において、物品管理官は、当該受領証明を行った仏軍受諾証（以下「受領証明済仏軍受諾証」という。）の謄本を作成するものとする。

３　物品管理官は、第１項の場合において、仏軍から物品の提供を受けなかったとき又は仏軍から提供を受けた物品に不具合のあることが判明したときは、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知

しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

（送り状の受領等）

第８条　実施権者は、仏軍実施権者から送り状の送付を受けたときは、速やかにその謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

２　物品管理官は、実施権者が仏軍実施権者から送り状の送付を受けていない場合において、必要があると認めるときは、実施権者を通じて、仏軍実施権者に送り状の送付を求めるものとする。

（物品の決済）

第９条　物品管理官は、実施権者から送り状の謄本の送付を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決済を行わなければならない。

⑴　提供を受けた物品が消耗品以外の物品である場合　仏軍にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還による決済

⑵　提供を受けた物品が消耗品である場合　仏軍にとって満足のできる状態及び方法での当該物品と同種、同等及び同量の物品の返還による決済

2　物品管理官は、前項第１号に掲げる場合において同号に規定する決済を行うことができないと認めるときは、仏軍にとって満足のできる状態及び方法での提供を受けた物品と同種、同等及び同量の物品の返還により決済するものとする。

3　物品管理官は、前２項に規定する物品の返還による決済を行うことができないと認める場合には、償還により決済するものとする。

4　第２項の決済を行おうとする場合には、物品管理官は、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、受領証明済仏軍受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

5　第３項の決済を行おうとする場合には、物品管理官は、支出負担行為担当官と協議の上、速やかにその旨

を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、受領証明済仏軍受諾証を修正した上で、その謄本を２通作成し、物品管理官に送付するものとする。

（物品の返還等）

第１０条　物品管理官は、前条第１項の規定により物品の返還による決済を行うとき、又は同条第２項の規定により物品の返還による決済を行う場合において同条第４項の規定により修正された受領証明済仏軍受諾証の謄本の送付を受けたときは、物管訓令の規定に基づき物品を払い出すものとする。

２　物品管理官は、前項の払出しを完了したときは、仏軍から決済の完了を証明する文書を受領の上、その旨を実施権者に通知しなければならない。

３　実施権者は、第１項の場合において、物品の返還による決済が行われなかった旨又は返還を受けた物品に不具合のあることが判明した旨の通知を仏軍から受けたときは、直ちにその旨を物品管理官に通知しなけれ

ばならない。この場合において、物品管理官は、直ちに当該通知の内容と決済の内容とを確認した上で、仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。

４　実施権者は、前項の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議し、必要な措置を講じなければならない。

（物品の提供に係る償還の手続）

第１１条　物品管理官は、第９条第３項の規定により償還による決済を行う場合において、同条第５項の規定により修正された受領証明済仏軍受諾証の謄本の送付を受けたときは、同項の支出負担行為担当官との協議により現金払いが必要と認められた場合を除き、このうち１通を支出負担行為担当官に送付するものとする。この場合において、支出負担行為担当官が送付を受けた修正された受領証明済仏軍受諾証の謄本は、検査調書とみなすことができる。

２　前項の場合において、仏軍から請求書の送付を受け

た官署支出官は、請求書の発出日から３０日以内に、指定された通貨により仏軍に支払い、その旨を実施権者に通知するものとする。

第１２条　物品管理官は、第９条第３項の規定により償還による決済を行う場合において、同条第５項の支出負担行為担当官との協議により現金払いが必要と認められ、かつ、同項の規定により修正された受領証明済仏軍受諾証の謄本の送付を受けたときは、このうち１通を契約担当官に送付するものとする。この場合において、契約担当官が送付を受けた修正された受領証明済仏軍受諾証の謄本は、検査調書とみなすことができる。

２　前項の場合において、仏軍から請求書の送付を受けた資金前渡官吏は、指定された通貨により遅滞なく仏軍に支払い、その旨を実施権者に通知するものとする。

（記載事項の変更に伴う措置）

第１３条　物品管理官は、仏軍受諾証又は受領証明済仏軍受諾証に記載された事項を変更する必要があると認

める場合には、第９条第４項及び第５項に規定する場合を除き、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、速やかに仏軍実施権者と協議し、仏軍受諾証又は受領証明済仏軍受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

２　実施権者は、仏軍から仏軍受諾証又は受領証明済仏軍受諾証に記載された事項を変更する旨の通知を受けた場合には、速やかに物品管理官と協議の上、仏軍実施権者との協議により仏軍受諾証又は受領証明済仏軍受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

（物品の決済期限）

第１４条　実施権者は、仏軍から提供を受けた物品の決済をその受入れを完了した日の翌日から１２月以内に完了するよう必要な措置を講じなければならない。

第２節　受諾

（物品の提供の受諾）

第１５条　実施権者は、仏軍実施権者から協定第２条１の規定による物品の提供を要請する発注証２通の送付を受けた場合には、その受諾について物品管理官と協議するものとする。

２　実施権者は、前項の協議に際して、当該物品を提供することが部隊等の任務遂行に支障を生じさせないと認められ、かつ、当該要請を受諾することが適当であると認められることを確認しなければならない。ただし、防衛大臣又は幕僚長からの特段の指示があるときは、その指示に従うものとする。

３　実施権者は、第１項の協議の結果、仏軍への物品の提供を受諾することが適当であると認められる場合には、同項の発注証２通に受諾の署名を行い、当該受諾の署名のある発注証（以下「受諾証」という。）を物品管理官に送付するとともに、受諾証の写しを作成し、仏軍実施権者に送付するものとする。

（物品の払出し等）

第１６条　物品管理官は、実施権者から受諾証２通の送

付を受けた場合には、物管訓令の規定に基づき物品を払い出すものとする。

2　物品管理官は、前項の払出しを完了したときは、受諾証２通に仏軍の受領証明の署名を受け、当該受領証明の署名のある受諾証（以下「受領証明済受諾証」という。）を仏軍実施権者及び実施権者に１通ずつ送付するものとする。この場合において、物品管理官は、当該受領証明済受諾証の謄本を作成するものとする。

3　実施権者は、第１項の場合において、物品の払出しが行われなかった旨又は提供を受けた物品に不具合のあることが判明した旨の通知を仏軍から受けた場合には、直ちにその旨を物品管理官に通知しなければならない。この場合において、物品管理官は、直ちに当該通知の内容と払出しの内容とを確認した上で、仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。

4　実施権者は、前項の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議し、必要な措

置を講じなければならない。

（送り状の送付等）

第１７条　物品管理官は、前条第２項の規定により受領証明済受諾証を送付したときは、速やかに送り状を作成し、実施権者を経由して、仏軍実施権者に送付するものとする。この場合において、物品管理官は、当該送り状の謄本を作成するものとする。

２　実施権者は、仏軍に提供した物品について仏軍実施権者に送り状が送付されていない場合には、物品管理官に送り状の作成を要請するものとする。

（決済変更の通知）

第１８条　実施権者は、仏軍実施権者から次に掲げる変更の通知を受けた場合には、受領証明済受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

⑴　満足のできる状態及び方法での仏軍に提供した物品の返還による決済ができない場合における同種、同等及び同量の物品の返還による決済への変更

⑵　満足のできる状態及び方法での仏軍に提供した物品と同種、同等及び同量の物品の返還による決済ができない場合における償還による決済への変更

（返還物品の受入れ等）

第１９条　物品管理官は、仏軍から物品の返還を受ける場合には、物管訓令の規定に基づき、当該物品を受け入れるものとする。この場合において、物品管理官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決済が行われたことを確認しなければならない。

⑴　提供した物品が消耗品以外の物品である場合　満足のできる状態及び方法での当該物品の返還による決済又は満足のできる状態及び方法での当該物品と同種、同等及び同量の物品の返還による決済

⑵　提供した物品が消耗品である場合　満足のできる状態及び方法での当該物品と同種、同等及び同量の物品の返還による決済

２　物品管理官は、前項の受入れを完了したときは、仏軍に決済の完了を証明する文書を交付し、その旨を実

施権者に通知するものとする。

３　物品管理官は、第１項の決済が行われなかった場合又は返還された物品に不具合のあることが判明した場合には、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

（債権発生通知等）

第２０条　物品管理官は、第１８条第２号に掲げる変更により修正された受領証明済受諾証の謄本の送付を受けた場合には、遅滞なく債権発生通知書を作成し、歳入徴収官に送付するものとする。

２　歳入徴収官は、前項の債権発生通知書の送付を受けた場合には、遅滞なく仏軍の指定先に納入告知書を送付し、その旨を実施権者に通知するものとする。

（記載事項の変更に伴う措置）

第２１条　物品管理官は、受諾証又は受領証明済受諾証に記載された事項を変更する必要があると認める場合

には、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき速やかに仏軍実施権者と協議し、受諾証又は受領証明済受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

２　実施権者は、仏軍から受諾証又は受領証明済受諾証に記載された事項を変更する旨の通知を受けた場合には、第１８条に規定する場合を除き、速やかに物品管理官と協議の上、仏軍実施権者との協議により受諾証又は受領証明済受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

（物品の決済期限）

第２２条　実施権者は、仏軍に提供した物品の決済をその払出しを完了した日の翌日から１２月以内に完了するよう必要な措置を講じなければならない。

## 第３章　役務の相互提供

### 第１節　要請

（役務の提供の要請）

第２３条　実施権者は、役務要請部隊等の長から協定第２条１の規定による役務の提供を要請するよう求められた場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（次項及び第３１条において「役務協議者」という。）と協議の上、発注証を３通作成し、このうち２通を仏軍実施権者に送付するものとする。

⑴　償還による決済を行おうとする場合　支出負担行為担当官

⑵　役務決済を行おうとする場合　役務決済部隊等の長

２　実施権者は、前項の場合において、仏軍実施権者から受諾の署名のある発注証（以下「仏軍役務受諾証」という。）の写しの送付を受けたときは、その内容が同項の規定に基づき作成した発注証の内容と一致することを確認した上で、その謄本を２通作成し、同項の役務要請部隊等の長及び役務協議者に１通ずつ送付するものとする。

３　償還による決済を行おうとする場合においては、支出負担行為担当官は、第１項の発注証の送付に先立ち、同項の実施権者に予算執行職員等の責任に関する法律（昭和２５年法律第１７２号）第２条第１項第１２号に規定する補助者を命ずるものとする。この場合において、支出負担行為担当官は、現金払いが必要と認めるときは、その旨を実施権者を経由して役務要請部隊等の長に通知するものとする。

（価格の設定）

第２４条　実施権者は、仏軍実施権者に提供を要請した役務について償還による決済を行う場合には、前条第１項の発注証を送付するに当たり、あらかじめ仏軍実施権者と当該役務の価格について合意し、当該発注証に合意した価格を記載するものとする。ただし、実施権者は、仏軍実施権者と当該役務の価格について合意することができない場合には、当該役務の見積価格を設定し、当該発注証に記載するものとする。

２　実施権者は、前項ただし書の規定により見積価格を

記載した発注証を仏軍実施権者に送付した場合には、速やかに仏軍実施権者と当該役務の価格の設定について交渉しなければならない。

３　実施権者は、第１項ただし書に規定する見積価格及び前項の交渉により設定された価格を支出負担行為担当官に通知するものとする。

（償還による役務の受領）

第２５条　役務要請部隊等の長は、仏軍から提供を受ける役務について償還による決済を行う場合において、第２３条第２項の規定により仏軍役務受諾証の写しの謄本の送付を受けたときは、当該謄本の記載内容に基づき役務を受領するものとする。

２　役務要請部隊等の長は、前項の役務の受領を完了したときは、仏軍実施権者から送付を受けた仏軍役務受諾証２通の内容が実施権者から送付を受けた仏軍役務受諾証の写しの謄本の内容と一致することを確認した上で、仏軍役務受諾証２通に受領証明の署名を行い、仏軍実施権者及び実施権者に１通ずつ送付するものと

する。この場合において、役務要請部隊等の長は、当該受領証明を行った仏軍役務受諾証（以下「受領証明済仏軍役務受諾証」という。）の謄本を２通作成し、このうち１通を支出負担行為担当官（現金払いの場合にあっては契約担当官）に送付するものとする。

３　支出負担行為担当官（現金払いの場合にあっては契約担当官）は、前項の規定により送付を受けた受領証明済仏軍役務受諾証の謄本に基づき、仏軍から提供を受けた役務の受領を確認するため、会計法第２９条の１１第２項に規定する検査を行うものとする。この場合において、当該謄本を検査調書とみなすことができる。

４　支出負担行為担当官（現金払いの場合にあっては契約担当官）は、第１項の場合において、仏軍から受領した役務に不具合のあることが判明したときは、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議し

なければならない。

５　役務要請部隊等の長は、第１項の場合において、仏軍から役務の提供が行われなかったときは、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

（役務決済による役務の受領）

第２６条　役務要請部隊等の長は、仏軍から提供を受ける役務について役務決済を行う場合において、第２３条第２項の規定により仏軍役務受諾証の写しの謄本の送付を受けたときは、当該謄本の記載内容に基づき役務を受領するものとする。

２　役務要請部隊等の長は、前項の役務の受領を完了したときは、仏軍実施権者から送付を受けた仏軍役務受諾証２通の内容が実施権者から送付を受けた仏軍役務受諾証の写しの謄本の内容と一致することを確認した上で、仏軍役務受諾証２通に受領証明の署名を行い、

仏軍実施権者及び実施権者に１通ずつ送付するものとする。この場合において、役務要請部隊等の長は、当該受領証明済仏軍役務受諾証の謄本を２通作成し、このうち１通を役務決済部隊等の長に送付するものとする。

３　役務要請部隊等の長は、第１項の場合において、仏軍から役務の提供が行われなかったとき又は受領した役務に不具合のあることが判明したときは、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

（送り状の受領等）

第２７条　実施権者は、仏軍実施権者から送り状の送付を受けたときは、速やかにその謄本を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するものとする。

⑴　償還する場合　支出負担行為担当官（現金払いの

場合にあっては契約担当官）

⑵　役務決済を行う場合　役務決済部隊等の長

２　実施権者は、仏軍実施権者から送り状の送付を受けていない場合において、必要があると認めるときは、仏軍実施権者に送り状の送付を求めるものとする。

（役務の決済）

第２８条　仏軍から受領した役務の決済は、仏軍役務受諾証に記載された決済の区分によらなければならない。

（役務の提供に係る償還の手続）

第２９条　第２５条第１項の場合において、仏軍から請求書の送付を受けた官署支出官は、請求書の発出日から３０日以内に、指定された通貨により仏軍に支払い、その旨を実施権者に通知するものとする。

２　第２５条第１項の場合において、仏軍から請求書の送付を受けた資金前渡官吏は、指定された通貨により遅滞なく仏軍に支払い、その旨を実施権者に通知するものとする。

（役務決済の実施）

第３０条　役務決済部隊等の長は、実施権者から送り状の謄本の送付を受けたときは、役務要請部隊等の長から送付を受けた受領証明済仏軍役務受諾証の謄本の記載内容に基づき、決済のための役務の提供を行うものとする。

２　役務決済部隊等の長は、前項の役務の提供を完了したときは、仏軍から決済の完了を証明する文書を受領の上、その旨を実施権者に通知するものとする。

３　実施権者は、第１項の場合において、役務の提供が行われなかった旨又は提供された役務に不具合のあることが判明した旨の通知を仏軍から受けたときは、直ちにその旨を役務決済部隊等の長に通知しなければならない。この場合において、役務決済部隊等の長は、直ちに当該通知の内容と提供した役務の内容とを確認した上で、仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。

４　実施権者は、前項の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議し、必要な措

置を講じなければならない。

（記載事項の変更に伴う措置）

第３１条　役務協議者又は役務要請部隊等の長は、仏軍役務受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証に記載された事項を変更する必要があると認める場合には、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、速やかに仏軍実施権者と協議し、仏軍役務受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証を修正した上で、その謄本を２通作成し、役務協議者及び役務要請部隊等の長に１通ずつ送付するものとする。

２　実施権者は、仏軍から仏軍役務受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証に記載された事項を変更する旨の通知を受けた場合には、必要に応じ、速やかに役務協議者又は役務要請部隊等の長と協議の上、仏軍実施権者との協議により仏軍役務受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証を修正した上で、その謄本を２通作成し、役務協議者及び役務要請部隊等の長に１通ずつ送付する

ものとする。

第２節　受諾

（役務の提供の受諾）

第３２条　実施権者は、仏軍実施権者から協定第２条１の規定による役務の提供を要請する発注証２通の送付を受けた場合には、その受諾について役務提供部隊等の長と協議するものとする。

２　実施権者は、前項の協議に際して、当該役務を提供することが部隊等の任務遂行に支障を生じさせないと認められ、かつ、当該要請を受諾することが適当と認められることを確認しなければならない。ただし、防衛大臣又は幕僚長からの特段の指示があるときは、その指示に従うものとする。

３　実施権者は、第１項の協議の結果、仏軍への役務の提供を受諾することが適当であると認められる場合には、決済の区分その他必要な事項を確認した上で同項の発注証２通に受諾の署名を行い、当該受諾の署名のある発注証（以下「役務受諾証」という。）を役務提

供部隊等の長に送付するとともに、役務受諾証の写しを作成し、仏軍実施権者に送付するものとする。

４　実施権者は、仏軍に提供した役務について役務決済を受ける場合には、役務受諾証の写しを作成し、役務受領部隊等の長に送付するものとする。

（価格の設定）

第３３条　実施権者は、仏軍に提供する役務について償還による決済を受ける場合には、前条第１項の発注証の送付を受けるに当たり、あらかじめ仏軍実施権者と当該役務の価格について合意するものとする。ただし、実施権者は、仏軍実施権者と当該役務の価格について合意することができない場合には、当該役務の見積価格を設定し、この見積価格を仏軍実施権者に通知するものとする。

２　実施権者は、前項ただし書の規定により見積価格を通知した場合には、速やかに仏軍実施権者と当該役務の価格の設定について交渉しなければならない。

３　実施権者は、第１項ただし書に規定する見積価格及

び前項の交渉により設定された価格を役務提供部隊等の長に通知するものとする。

（役務の提供の実施）

第３４条　役務提供部隊等の長は、実施権者から役務受諾証２通の送付を受けた場合には、役務受諾証の記載内容に基づき役務の提供を行うものとする。

２　役務提供部隊等の長は、前項の役務の提供を完了したときは、役務受諾証２通に仏軍の受領証明の署名を受け、当該受領証明の署名のある役務受諾証（以下「受領証明済役務受諾証」という。）を仏軍実施権者及び実施権者に１通ずつ送付するものとする。

３　前項の場合において、仏軍に提供した役務について償還による決済を受けるときは、役務提供部隊等の長は、受領証明済役務受諾証の謄本を作成するものとする。

４　第２項の場合において、仏軍に提供した役務について役務決済を受けるときは、役務提供部隊等の長は、受領証明済役務受諾証の謄本を２通作成し、このうち

１通を役務受領部隊等の長に送付するものとする。

５　実施権者は、第１項の場合において、役務の提供が行われなかった旨又は提供された役務に不具合のあることが判明した旨の通知を仏軍から受けた場合には、直ちにその旨を役務提供部隊等の長に通知しなければならない。この場合において、役務提供部隊等の長は、直ちに当該通知の内容と提供した役務の内容とを確認した上で、仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。

６　実施権者は、前項の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議し、必要な措置を講じなければならない。

（送り状の送付等）

第３５条　役務提供部隊等の長は、前条第２項の規定により受領証明済役務受諾証を送付したときは、速やかに送り状を作成し、実施権者を経由して、仏軍実施権者に送付するものとする。この場合において、役務提供部隊等の長は、当該送り状の謄本を作成するものと

する。

２　前項の場合において、仏軍に提供した役務について役務決済を受けるときは、実施権者は、当該送り状の謄本を作成し、役務受領部隊等の長に送付するものとする。

３　実施権者は、仏軍に提供した役務について仏軍実施権者に送り状が送付されていない場合において、必要があると認めるときは、役務提供部隊等の長に送り状の作成を要請するものとする。

（債権発生通知等）

第３６条　役務提供部隊等の長は、仏軍に提供した役務について償還による決済を受ける場合において、前条第１項の規定により送り状を送付したときは、遅滞なく債権発生通知書を作成し、歳入徴収官に送付するものとする。

２　歳入徴収官は、前項の債権発生通知書の送付を受けた場合には、遅滞なく仏軍の指定先に納入告知書を送付し、その旨を実施権者に通知するものとする。

（決済のための役務の受領）

第３７条　役務受領部隊等の長は、仏軍に提供した役務について役務決済が行われる場合において、第３５条第２項の規定により送り状の謄本の送付を受けたときは、第３４条第４項の規定により送付を受けた受領証明済役務受諾証の謄本の記載内容に基づき役務を受領するものとする。

２　役務受領部隊等の長は、前項の役務の受領を完了したときは、仏軍に決済の完了を証明する文書を交付し、その旨を実施権者に通知するものとする。

３　役務受領部隊等の長は、第１項の場合において、仏軍から役務の提供が行われなかったとき又は受領した役務に不具合のあることが判明したときは、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

（記載事項の変更に伴う措置）

第３８条　役務提供部隊等の長又は役務受領部隊等の長は、役務受諾証又は受領証明済役務受諾証に記載された事項を変更する必要があると認める場合には、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき速やかに仏軍実施権者と協議し、役務受諾証又は受領証明済役務受諾証を修正した上で、その謄本を２通作成し、役務提供部隊等の長及び役務受領部隊等の長に１通ずつ送付するものとする。

２　実施権者は、仏軍から役務受諾証又は受領証明済役務受諾証に記載された事項を変更する旨の通知を受けた場合には、必要に応じ、速やかに役務提供部隊等の長又は役務受領部隊等の長と協議の上、仏軍実施権者との協議により役務受諾証又は受領証明済役務受諾証を修正した上で、その謄本を２通作成し、役務提供部隊等の長及び役務受領部隊等の長に１通ずつ送付するものとする。

（防衛医科大学校病院における医療）

第３９条　第３２条から第３６条まで及び前条の規定は、防衛医科大学校病院における医療の役務の提供について準用する。この場合において、これらの規定中「役務提供部隊等の長」とあるのは「防衛医科大学校長」と、第３２条第２項中「部隊等」とあるのは「防衛医科大学校」と読み替えるものとする。

第４章　物品又は役務の価格

（物品の提供価格）

第４０条　仏軍に提供する物品に係る調達の費用は、仏軍に物品を提供した日の当該物品の物品管理簿に記録されている単価とする。ただし、物品管理簿において当該物品の価格の記録が省略されている場合には、当該物品の受入れに係る検査調書又は納品書に記録された金額とする。

２　前項の規定により価格の設定ができない場合には、当該物品と同種及び同等の物品の直近の契約実績価格を基準として計算した金額を当該物品の調達の費用とするものとする。ただし、直近の契約実績価格を用い

ることができない場合には、見積価格を基準とするものとする。

３　前２項の規定により価格の設定ができない場合には、当該物品の類似品目の直近の契約実績価格を基準として計算した金額を当該物品の調達の費用とするものとする。ただし、直近の契約実績価格を用いることができない場合には、見積価格を基準とするものとする。

（役務の価格の構成）

第４１条　仏軍に提供する役務の価格は、直接費及び間接費の合計額をもって構成する。ただし、相互主義に基づき特に必要がある場合には、間接費の一部又は全部を免除することができる。

２　直接費は、材料費、燃料費、諸手当、水道光熱費、運搬費、旅費、通信費その他の役務の提供のために必要となる費用であって、仏軍に役務を提供するに際し、新たに発生することが確認されるものを計算要素とする。

３　間接費は、役務の提供に係る費用のうち、隊員の給

与及び糧食費、消耗品でない物品の修理費その他前項に規定する直接費以外のものを計算要素とする。

（医療に要する費用の額）

第４２条　前条の規定にかかわらず、仏軍に提供する医療に要する費用の額は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７６条第２項に規定する療養の給付に要する費用の額と同法第８５条第２項に規定する入院時食事療養費の額との合計額とする。

（役務の価格の特例）

第４３条　法令又はこれに基づく特別の定めにおいて、役務の価格の算定の基準が定められている場合には、第４１条の規定にかかわらず、当該基準による。

（物品又は役務の価格に関する委任規定）

第４４条　この章に定めるもののほか、物品又は役務の価格に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。

## 第５章　輸出入の手続等

（輸出手続等）

第４５条　幕僚長は、日仏物品役務相互提供の実施に関

し、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）第２５条第１項並びに第４８条第１項及び第３項の規定に基づく経済産業大臣の許可又は承認（以下この条において「許可等」という。）を必要とする場合には、許可等の申請を行うために必要な資料を作成し、防衛大臣に上申しなければならない。

２　防衛大臣は、前項の上申を受けた場合には、当該上申に基づき経済産業大臣に許可等の申請を行う。

３　防衛大臣は、経済産業大臣から許可等を受けた場合には、当該許可等に係る許可証又は承認証を第１項の幕僚長に送付する。

（輸入協議）

第４６条　幕僚長は、日仏物品役務相互提供の実施に関し、輸入貿易管理令（昭和２４年政令第４１４号）第１９条第１項ただし書の規定に基づく輸入の協議（以下この条において「輸入協議」という。）を必要とする場合には、輸入協議を行うために必要な資料を作成し、防衛大臣に上申するものとする。

２　防衛大臣は、前項の上申を受けた場合には、当該上申に基づき経済産業大臣と輸入協議を行う。

３　防衛大臣は、経済産業大臣との輸入協議が整った場合には、当該輸入協議に係る同意文書を第１項の幕僚長に送付する。

（税法に係る手続）

第４７条　幕僚長又はその指定する者は、日仏物品役務相互提供の実施に関し、国税に関する法律及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に係る所要の手続を行うものとする。

## 第６章　雑則

（実施取決めの締結の報告等）

第４８条　手続取決め第１条３の規定に基づき実施取決めを交渉することができる者は、実施取決めを締結した場合には、速やかに防衛大臣に報告するものとする。この場合において、当該報告は、幕僚長が指名した者が実施取決めを締結したときは当該指名を行った幕僚長を通じて行い、防衛大臣によって権限を付与された

部隊等の長がこれを締結したときは当該部隊を監督する幕僚長を通じて行うものとする。

２　統合幕僚長は、手続取決め第９条３の規定に基づき手続取決めの付表の追加又は修正をした場合には、速やかに防衛大臣に報告するものとする。

（発注証等の正本が入手できないときの措置）

第４９条　実施権者は、仏軍実施権者が遠隔地に所在することその他の事由により、発注証、受諾証、役務受諾証、受領証明済受諾証、受領証明済役務受諾証、仏軍受諾証、仏軍役務受諾証、受領証明済仏軍受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証（以下この条において「発注証等」という。）を仏軍に送付すること又は仏軍から送付を受けることが困難な場合には、当該発注証等に記載すべき内容を記載した文書を作成するものとし、発注証等に替えて当該文書に基づき必要な措置を講じることができる。

２　実施権者は、前項に規定する事由が解消した場合には、速やかに、仏軍に発注証等を送付し、又は仏軍か

ら発注証等の送付を受け、発注証等を同項に規定する文書と合本するものとする。

（事務の引継ぎ）

第５０条　実施権者は、必要と認める場合には、他の実施権者に事務を引き継ぐことができる。

（物管訓令の特例）

第５１条　幕僚長は、日仏物品役務相互提供の実施については、物管訓令第８条の規定にかかわらず、同訓令別表第３事務の範囲の欄中６に規定する事務を物品管理法施行令第９条第５項に規定する代行機関の事務の範囲とすることができる。

２　物管訓令第４０条第１項及び第２項の規定にかかわらず、別表第２証書の欄に掲げる証書については同表物品の管理に関する行為の欄に掲げる物品の管理に関する行為に基づく物品の異動を示すものとして、同表証書として使用することができる謄本の欄に掲げる謄本については同表物品の管理に関する行為の欄に掲げる物品の管理に関する行為を示すものとして、それぞ

れ使用することができる。

３　物品管理官は、物管訓令第４３条の規定にかかわらず、提供した物品に係る物品管理簿と当該物品の受領証明済受諾証とを照合することによって、物品の現況調査を行うことができる。

（記録の保存）

第５２条　実施権者、物品管理官、支出負担行為担当官、官署支出官、歳入徴収官、役務要請部隊等の長、役務決済部隊等の長、役務提供部隊等の長及び役務受領部隊等の長は、日仏物品役務相互提供の実施に係る記録を適切に保存しなければならない。

（実績報告）

第５３条　実施権者は、日仏物品役務相互提供を実施した場合には、速やかにその実績を幕僚長に報告しなければならない。

２　幕僚長は、前項の報告に基づき、協定第２条１に規定する物品又は役務の相互提供に関する次に掲げる事項については、４月から６月までの実績を８月末日ま

でに、７月から９月までの実績を１１月末日までに、１０月から１２月までの実績を翌年２月末日までに、１月から３月までの実績を５月末日までに、それぞれ防衛大臣に報告しなければならない。ただし、防衛大臣が別に定める場合はこの限りではない。

⑴　実施部隊等

⑵　実施権者及び仏軍実施権者

⑶　実施年月日及び実施場所

⑷　物品又は役務の内容

⑸　その他参考事項

３　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成１１年法律第６０号。以下「重要影響事態安全確保法」という。）第１条に規定する重要影響事態、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第１条に規定する武力攻撃事態等、同法第２条第４号に規定する存立危機事態及び国際平和共同対処事

態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成２７年法律第７７号。以下「国際平和協力支援活動法」という。）第１条に規定する国際平和共同対処事態において行われる協定第２条１に規定する物品又は役務の相互提供に関する前項の規定の適用については、同項中「４月から６月までの実績を８月末日までに、７月から９月までの実績を１１月末日までに、１０月から１２月までの実績を翌年２月末日までに、１月から３月までの実績を５月末日までに」とあるのは、「重要影響事態安全確保法第３条第１項第２号に規定する後方支援活動、米軍等行動関連措置法第２条第８号に規定する行動関連措置又は国際平和協力支援活動法第３条第１項第２号に規定する協力支援活動の終了後速やかに」とする。

（委任規定）

第５４条　この訓令の実施に関し必要な事項は、第４４条に規定するものを除き、幕僚長が定める。

２　幕僚長は、前項の規定に基づき必要な事項を定めた

場合には、速やかに防衛大臣に報告しなければならない。

附　則

この訓令は、令和元年６月２６日から施行する。

附　則（令和４年３月１５日省訓第１０号）（抄）

この訓令は、令和４年３月１７日から施行する。

別表第１（第２条及び第３条関係）

| 統合幕僚監部 | 統合幕僚長 |
| --- | --- |
| 陸上自衛隊 | 陸上幕僚長<br>陸上総隊司令官<br>方面総監<br>師団長<br>旅団長<br>団長<br>連隊長<br>群長<br>中央輸送隊長<br>中央特殊武器防護隊長<br>対特殊武器衛生隊長<br>方面戦車隊長<br>方面特科隊長<br>方面航空隊長<br>方面後方支援隊長<br>方面衛生隊長 |

| | |
|---|---|
| | 旅団特科隊長<br>旅団後方支援隊長<br>学校長<br>補給処長<br>教育訓練研究本部長<br>補給統制本部長<br>駐屯地司令の職にある部隊等の長<br>分屯地司令の職にある部隊等の長<br>その他防衛大臣の指定する部隊又は機関の長 |
| 海上自衛隊 | 海上幕僚長<br>自衛艦隊司令官<br>護衛艦隊司令官<br>航空集団司令官<br>潜水艦隊司令官<br>地方総監<br>教育航空集団司令官<br>練習艦隊司令官 |

| | | |
|---|---|---|
| | 掃海隊群司令<br>護衛隊群司令<br>海上訓練指導隊群司令<br>航空群司令<br>潜水隊群司令<br>海洋業務・対潜支援群司令<br>開発隊群司令<br>教育航空群司令<br>システム通信隊群司令<br>護衛隊司令<br>練習隊司令<br>潜水隊司令<br>掃海隊司令<br>輸送隊司令<br>海上補給隊司令<br>海上訓練支援隊司令<br>航空隊司令（第２３航空隊司令、<br>第２４航空隊司令及び第２５航空 | |

| | |
|---|---|
| | 隊司令に限る。）<br>航空基地隊司令（硫黄島航空基地隊司令に限る。）<br>基地隊司令<br>基地分遣隊長（父島基地分遣隊長に限る。）<br>学校長<br>艦船補給処長<br>航空補給処長<br>補給本部長<br>艦長<br>その他防衛大臣の指定する部隊又は機関の長 |
| 航空自衛隊 | 航空幕僚長<br>航空総隊司令官<br>航空支援集団司令官<br>航空教育集団司令官<br>航空方面隊司令官 |

| | |
|---|---|
| | 航空救難団司令<br>補給処長<br>補給本部長<br>基地司令の職にある部隊等の長<br>分屯基地司令の職にある部隊等の長<br>その他防衛大臣の指定する部隊又は機関の長 |
| 共同の機関 | 病院長 |

別表第２（第５１条関係）

| 証　書 | 物品の管理に関する行為 | 証書として使用することができる謄本 |
|---|---|---|
| 管理換票・供用換票・保管換票（物管訓令別記様式第３５） | 仏軍から提供される物品の受入命令 | 仏軍受諾証謄本 |
| | 仏軍に提供される物品の払出命令 | 受諾証謄本 |
| | 仏軍から返還される物品の受入命令 | 受領証明済受諾証謄本 |
| | 仏軍に返還する物品の払出命令 | 受領証明済仏軍受諾証謄本 |
| 納品書・（受領）検査調書（物管訓 | 仏軍から提供を受けた物品の償還に伴う受入命令 | 受領証明済仏軍受諾証謄本 |

| | | |
|---|---|---|
| 令別記様式第３８） | | |
| 受払書（物管訓令別記様式第４１） | 仏軍に提供した物品の償還に伴う受入命令又は払出命令 | 受領証明済受諾証謄本 |